

## 9 「 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 」

(目指す方向性)

- 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着を図ります。
- 都と区市町村の共同による人材育成を推進します。
- 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成を推進します。
- 児童養護施設等における専門的ケアが必要な児童に対応する職員の確保・育成及び定着を推進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 児童相談所の専門人材の確保・育成・定着

- 人材確保のための専任チーム（リクルートチーム）による大学・養成校等への出前講座を実施するとともに、児童相談所における実習生の受入れを進めています。また、児童相談所の仕事の魅力を発信するため、専用サイト、広報動画等を活用した啓発活動を実施しています。
- 多様な採用選考を実施しており、令和6年度から経験年数の浅い方も受験可能な経験者採用選考を新たに実施しています。
- 民間賃貸の職員住宅を確保し若手職員が働きやすい環境を整備しています。
- 都トレーニングセンターにおいて、経験の浅い職員を中心にロールプレイング形式の演習型研修を実施しています。

#### 2 子供家庭支援センターへの支援

- 子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施しています。
- 虐待対策コーディネーター<sup>14</sup>や、勤続満3年以上の経験豊富な、虐待対策ワーカー（主任虐待対策ワーカー）<sup>15</sup>を配置する場合の財政支援を実施しています。

<sup>14</sup> 子供家庭支援センター内において、職員への助言やセンター業務の進捗管理等を実施する職員

<sup>15</sup> 子供家庭支援センター内において、主に相談対応を実施する職員

### 3 こども家庭センターへの支援

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施することも家庭センターの設置が各区市町村の努力義務となりました。  
都では令和6年度から、こども家庭センターに関わる職員への研修を開始しています。

### 4 児童養護施設等における人材支援

- 児童養護施設職員の確保を図るため、実習生に対して丁寧な指導ができるよう担当職員を配置し、その代替職員確保のための支援を行っています。
- 児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる取組を支援しています。
- 職員の確保・育成・定着を支援するため、児童養護施設等が職員用の宿舎を借り上げた場合に借り上げ経費の一部を支援しています。
- 児童養護施設等の専門職種職員やユニットリーダー等の育成を図るための研修を実施するとともに、施設職員が研修参加しやすくなるよう代替職員の確保に向けた取組を支援しています。

## 課題と取組の方向性

### <課題1> 児童相談所の専門人材の計画的な確保・育成・定着が必要

- 都児童相談所の児童福祉司・児童心理司について政令基準に基づく配置を目指すとともに、新たな保護所の増設や手厚い職員配置に向け、計画的な専門人材確保のための強化策が必要です。
- 経験の浅い児童福祉司が増加している中、法的対応など高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増加しています。
- 実践力の高い専門職を育成するため、保護者との面接スキルの習得などが急務です。
- 困難ケースに対する若手職員への助言・指導を行うスーパーバイザー・基幹的職員の育成・増員が必要です。

(取組 1-1) 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着

- 都児童相談センターにおいて、児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化し、専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進します。
- 職員確保及び定着支援に向けて、奨学金の返済支援や、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動など、採用選考における取組を実施していきます。
- より幅広い層が受験できるように、教養試験の廃止や東京以外での選考実施、採用年度を選べるようにするなど、採用選考の見直しを行います。
- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実させます。
- 基幹的職員を育成しOJT体制を強化するなど、チームマネジメント体制を強化します。
- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、プレチューター制度を導入し、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。
- 職員の専門性向上に向けた資格取得を支援し、職員のキャリアアップを図ります。
- ジョブローテーションにより多様な職場を経験させキャリアアップを図ることにより、児童分野の優秀な専門人材を育成します。

<課題 2> 都と区市町村の共同による人材育成の推進が必要

- 子供家庭支援センターにおける虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成が課題となっています。
- 相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難です。

(取組 2) 都と区市町村の共同による人材育成の推進

- 都と区市町村の合同研修や人事交流等について新たに企画実施することにより、専門性の向上と顔の見える関係を構築します。
- 都トレーニングセンターと特別区職員研修所の相互研修を実施します。
- 都と区市町村のケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを構築します。

<課題 3> 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成

- こども家庭センター設置に向け、児童福祉部門と母子保健部門の緊密な連携が必要です。また、妊娠期からニーズに沿って予防的な支援を実施する職員の育成が急務です。

(取組 3) 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進

- 組織間の相互理解と連携体制構築を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施します。
- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない丁寧な寄り添い支援を行う支援者を育成するため、スキルアップ研修を実施します。
- 両部門の連携の核となる人材のマネジメント力を強化するため、統括支援員実務研修を実施します。

<課題 4> 児童養護施設等職員の確保と資質及び専門性の向上

- 児童養護施設等で働く人材の確保に向けた更なる取組が必要です。
- 児童養護施設等では、ケアニーズの高い児童の養育を担うことから、専門性の高いケアを行う職員の人材育成が必要です。
- 児童養護施設の小規模化や地域分散化が進んできたことに伴い、少人数の職員で児童を養育する体制となっているため、職員の孤立化を防ぐとともに、メンタルヘルス対策が課題となっています。

#### (取組4) 施設職員の人材確保・育成・定着に向けた取組

- 社会的養護関係施設の新規採用職員確保のインセンティブとなる奨学金返済支援や宿舍借り上げ支援、グループホーム支援員の配置支援など職員が働き続けやすい環境を整備するための支援を実施していきます。
- 職員の専門性向上に向けた認定資格の取得支援や資格取得者を施設等に配置する際の加算(手当)に対する支援を実施します。
- 専門機能強化型児童養護施設において、心理担当職員が職員のメンタルヘルス対応の役割も担えるように引き続き支援します。

### 主な施策

#### ・【拡充】児童相談所の人材確保事業

質の高い児童相談所業務を担う人材を安定的に確保し、定着へとつなげるため、採用ホームページの運用や広報活動の実施、職員住宅の借上げ等、総合的な取組を実施します。

#### ・子供家庭支援センター事業

子供と家庭に関する総合相談等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。

#### ・主任虐待対策ワーカー事業

経験が豊富なワーカーの定着を図り、安定したケースワークを実施するため、虐待対策ワーカー等の経験年数が満3年以上の「主任虐待対策ワーカー」を配置する区市町村に補助を実施します。

#### ・【拡充】こども家庭センター体制強化事業(再掲)

妊婦及び家庭に対し、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって妊娠期から就学前まで包括的な相談支援が行えるよう、支援体制を整え、児童虐待の未然防止に取り組む区市町村を支援します。

#### ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

社会的養護に携わる各施設の施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実と、職員の資質向上等を図ります。

- **児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業**

児童養護施設等を運営する事業者が、職員用の宿舍を借り上げた場合に、借上げ経費の一部を補助することにより、施設職員の確保と定着を図ります。

- **社会的養護処遇改善加算対応研修**

ケアニーズの高い児童の増加に対応できる体制を確保することを目的に、児童福祉施設に勤務する各専門職種職員やユニットリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施します。

- **【新規】児童相談体制強化に係る総合連携事業（再掲）**

東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。

- **【新規】社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業**

社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

- **【新規】こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業**

相談支援の質の向上を図る観点から創設された、新たな公的資格「こども家庭ソーシャルワーカー」取得のため、児童養護施設等の現場で働いている職員が研修等に参加しやすい環境を整備します。

- **【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度（再掲）**

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。